

企業の安全衛生、工場等現場の管理ご担当者様必携！

労働安全衛生法 クイックガイド2023

Industrial Safety and Health Act Quick Guide 2023

後藤博俊 著

A5判・364頁 定価4,290円(本体3,900円+税10%)



後藤博俊 著

安全衛生管理の遵守事項を
一覧にまとめた決定版!

- 「一覧表形式だからひとめで重要なポイントがわかる!」
- 「労災を予防するためのポイント」
- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー!

内容掲載日: 2023年4月1日(一部関係あり)

第一法規

- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー!
- 労働安全衛生関連の法令毎に、労災を予防するためのポイント、法令の目的、法体系、告示、通達等を簡潔に掲載!
- 事業者者に要求される事項を表形式の「法令別要求事項」として分かりやすく整理!
- 現場で起きる間違いやすいポイントをQ&A形式で解説!

内容見本

※商品上は青色との2色刷りとなります。

1 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

略称: 安衛法

- 事業者の基本的責務
事業者は労働者の安全と健康を確保すること
事業者の最も基本的な責務で、「労働者」にはパートタイマーや期間従業員なども含まれる。
- 労働者の責務
労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守ることとされている。
- 安全衛生管理体制の確立
業種・事業場規模に応じて、総合安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医等の選任
安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設置して安全衛生に関する調査・審議を行い、若しくは労働者の意見を聞く場を設ける。
- 重層下掛け構造の作業現場の多い建設業及び造船業における労働災害防止のための安全衛生管理体制の構築
総合安全衛生責任者、元労働安全衛生管理者、施設安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任を行う。
- 事業者による危険防止措置の義務
事業者の責務として、設備や作業などにより労働者が危険にさらされたり、死傷、負傷、健康障害を被らないように防止措置を取る義務がある。
・機械や設備による危険
・爆発物・発火物等による危険
・電気、熱その他のエネルギーによる危険
・積石や荷役等の業務における作業方法による危険
・積塵や土砂等の崩壊による危険
・ガスや粉じん、放射線や電磁場等による健康障害
・稼働し作業中の作業方法による健康障害
・労働者の作業行動から生ずる労働災害
・窮乏した危険に対する回避措置
- 労働者の遵守義務
労働者は、事業者の危険防止措置に応じて必要な事項を守る義務がある。
労働者の雇用形態の如何に関わらず、安全衛生教育を行わなければならない。
・雇入れ時の安全衛生教育
・作業内容変更時の安全衛生教育
・危険有害業務に対する特別教育
・新任現場長等に対する安全衛生教育
・危険有害業務に現に就いている者への安全衛生教育(安全衛生水準向上のための教育)
- 産業医制度の届出
資格が無いと飲ことができない業務
過去の災害事例などから判断し、クレーンの運転その他の一定業務については免許あるいは技術講習等の資格を有する者

労災を予防するためのポイント

運用範囲の定められた労働安全衛生法施行令及び法律の条文と結ぶ様々な労働安全衛生規則第1編(総則)の条文を、法律の条文とともに記載しています。その他の規定は労働安全衛生規則の第1編(総則)を掲載してください。

法一労働安全衛生法、令一労働安全衛生法施行令、則一労働安全衛生規則

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
法1条	法目的	目的	労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的調的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する
法2条	定義	定義	労働災害、労働者、事業者、化学物質及び作業環境測定について定義される
法3条	責務	関係者の心構え	1 事業者は、法律で定める最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、労働災害の防止に関する国の施策に協力するよう努める 2 機械・設備等の設計者、製造者、輸入者、原材料の製造者、輸入者又は建築物の設計・設計者は、これらの物の設計、生産、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の防止に努めなければならない 3 建設工事の注文者や責任者他人に掛け負わせる者は、施工方法、工事等について、安全で衛生的な作業の進行を促すよう努めなければならない 4 労働者は、労働災害を防止するための必要な事項を守るとともに、事業者の危険防止措置が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努める
法5条 則1条	共同企業体	届出	1 工率施工に当たっての責任の程度を考慮して選定する 2 共同企業体代表者選任届は、工事開始14日前(家事届は遅滞なく)までに、様式第1号により、首長労働安全監督局長を提出し、都府県労働局長に提出する 【様式】共同企業体代表者(変更)届
法10条 令2条	総合安全衛生管理者	選任	1 従業員100人以上の建設業、林業等、300人以上の製造業、自動車修理業、機械修理業等又は1,000人以上のその他の業務について選任 2 事業の実施を統括管理する者 3 安全管理者、衛生管理者等を指揮するとともに、①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること、②労働者の安全又は健康のための教育の促進に関すること、③健康診断の実施その他の健康維持増進のための措置に関すること、④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること等を統括管理する 期間: 法120条・法122条

索引

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
則2条 2項 (法100条)	報告	提出	4 遅滞なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出 【様式】総合安全衛生管理選任報告書
法11条 令3条	安全管理者	選任 職務	1 林業・製造業等の従業員50人以上の事業場について選任 2 総合安全衛生管理者の職務のうちの安全に係る技術的事項を管理する 前則: 法120条・法122条
則6条 1項	安全管理者の職階	点検	3 作業場等を巡視し、必要な措置を講じる
則6条 2項	安全管理者への権限の付与	職務	4 安全管理者に安全に関する措置をなす得る権限を与えなければならない
則4条 2項 (法100条)	安全管理者選任報告書の提出	職務	5 遅滞なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出 【様式】安全管理者選任報告書
法12条 令4条	衛生管理者	選任 職務	1 従業員50人以上の事業場について、事業場の規模に応じて1~6人を選任 → 則7条1項参照 2 総合安全衛生管理者の職務のうちの衛生に係る技術的事項を管理する 前則: 法120条・法122条
則11条 1項	衛生管理者による作業場の巡視	点検	3 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、必要な措置を講じる
則11条 2項	衛生管理者への権限の付与	職務	4 衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなす得る権限を与えなければならない
則7条 2項 (法100条)	衛生管理者選任報告書の提出	職務	5 遅滞なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出 【様式】衛生管理者選任報告書
法12条の2	安全衛生推進者の選任	職務	1 従業員50人以上500人未満の事業場について選任し、氏名を関係労働者に通知させる 2 従業員50人以上の場合に安全管理者を選任しなければならない労働者の事業場は「安全衛生推進者」(その以外の業務の事業者は「衛生推進者」)を選任する
法13条 令第1項 第1条 第1号 4号	産業医	選任	1 従業員50人以上の事業場について選任 2 従業員1,000人以上の事業場又は同13条1項3号に附ける業務に従事し従業員500人以上を使用する事業場には専従の者を選任 3 従業員3,000人を超える労働者を使用する事業場については、2人以上の産業医を選任 4 法人代表者(個人事業の場合は事業の代表者である個人)、事業場での事業の実施を統括管理する者以外の者から選任



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640